有効期間満了日 令和9年3月31日

熊会第307号

令和3年4月1日

押収車両の搬送に係る費用(国費)の支出手続について(通達)

見出しのことについては、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理 に誤りのないようにされたい。

記

1 支出要件

原則として、次の全てに該当する場合に支出できるものとする。

- (1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第218条及び第220条に 基づく差押え又は同法第221条に基づき領置した車両であること。
- (2) 警察法施行令(昭和29年政令第151号)第2条第7号又は第8号に 規定する国庫支弁経費に該当する場合で、本部事件主管課との協議が完了 していること。
- (3) 搬送区間は、押収した場所から保管場所までであること。
- (4) 搬送は、レッカー会社等車両運搬業者に搬送を委託したものであること。

2 支出手続

支出手続は、次のとおりとする。

(1) 執行伺の作成

1の要件に該当する押収車両の搬送を行う所属(以下「執行所属」という。)は、速やかに執行伺(別記様式第1)を作成の上、本部事件主管課を経由して警察本部会計課長(用度係取扱い。以下同じ。)へ提出すること。

なお、執行伺様式中予定価格については、業者への電話照会等により記載すること。

(2) 検査調書の作成

執行所属において業者へ搬送を依頼し、搬送作業完了後、検査員補助者 に任命された者が履行確認を行い、検査調書(別記様式第2)を作成する こと。

(3) 請求書の受理

執行所属において業者から適法な請求書を受理し、(2)の検査調書と併せて当該請求書受理後5日以内に警察本部会計課長へ必着するよう提出すること。

3 留意事項

(1) 見積書の徴取

執行所属は、2(1)の執行伺作成後速やかに業者からの見積書を徴取の 上、警察本部会計課長へ提出すること。

なお、緊急に搬送依頼しなければならない場合など、事前に見積書を徴取することが困難な場合もあることから、その場合は、事後速やかに徴取の上提出すること。

(2) 予算管理

本部事件主管課は、執行所属からの協議に当たっては、国庫支弁経費に該当する事件等であるかを確認するとともに、支出可能な予算が確保されているかを確認すること。

(3) 未支払及び支払遅延の防止

未支払案件を把握するため、執行所属と警察本部会計課相互で確認できるよう執行伺は確実かつ速やかに提出すること。また、支払遅延を防止するため、執行所属は請求書の提出期限を遵守すること。

※ 別記様式(略)